

学校職員の一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分について

(令和5年5月教育委員会定例会) (議案第4号関係)

No.	1
処分年月日	令和5年5月15日
処分の種類	一般の退職手当等の全部を不支給とすること
処分の理由	<p>下記元職員は、令和4年10月10日(月)午後3時13分頃、盛岡市内のコインランドリー店において、同店に設置された乾燥機内から女性所有の下着1枚を窃取した。</p> <p>また、令和5年1月3日(火)午後3時頃、盛岡市内の別のコインランドリー店において、同店に設置された乾燥機内から女性所有の下着1枚を窃取した。</p> <p>これらの行為により、刑法第235条(窃盗)の規定に該当し、懲役1年、執行猶予3年の判決が令和5年4月7日付で確定した。このことにより、下記元職員は、地方公務員法第28条第4項の規定により、同日失職したものである。</p> <p>これに伴い、職員の退職手当に関する条例第11条第1項の規定に基づき、一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分を行ったものである。</p>
事件発生年月日	令和4年10月10日(月)、令和5年1月3日(火)
被処分者の年齢	51歳
被処分者の性別	男性
被処分者の元所属	一戸町立一戸小学校
被処分者の元職	主任
被処分者の氏名	はりま かつゆき 播磨 克幸
備考	

【教職員課 組織人事担当 (内6120)】

学校職員の懲戒処分について（令和5年5月教育委員会定例会）（議案第5号関係）

No.	2
処分年月日	令和5年5月15日
処分の種類	減給3月
処分の理由	体罰及び不適切な言動
	(概要) 被処分者は、令和5年2月22日（水）午前10時頃、体育の授業中に、3年生の男子生徒1名に対し、体罰及び不適切な言動に該当する次の行為を行い、身体的・精神的苦痛を与えた。 1 用具の準備をする際、被害生徒がふざけていると思い込み、被害生徒の頭部を平手で叩いた。 2 その行為の直後、被害生徒と1m位の距離で向かい合い、被害生徒に対して、「お前のことを過大評価していた」「そんなことなら高校も落ちてしまえ、消えろ」などと、他の生徒に聞こえるくらいの強い口調で発言した。
事件発生年月日	令和5年2月22日（水）
被処分者の年齢	55歳
被処分者の性別	男性
被処分者の所属	中学校
被処分者の職	教諭
備考	盛岡教育事務所管内 (盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町)